

軽自動車税種別割の税率について

○原動機付自転車及び二輪車等

車種区分	税率（年額）
原動機付自転車(排気量 50cc 以下)	2,000 円
原動機付自転車(50cc 超 90cc 以下)	2,000 円
原動機付自転車(90cc 超 125cc 以下)	2,400 円
原動機付自転車 ミニカー (50cc 以下)	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下)	3,600 円
二輪の小型自動車(250cc 超)	6,000 円
小型特殊自動車 農耕作業用	2,400 円
小型特殊自動車 その他(フォークリフト等)	5,900 円

○四輪等

車種区分	税率（年額）		
	平成 27 年 3 月 31 日 までの登録車	平成 27 年 4 月 1 日 以降の登録車	登録後 13 年を 経過した翌年度以降 (経年重課)
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪乗用 自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
四輪乗用 営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
四輪貨物 自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
四輪貨物 営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

○軽四輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

令和 4・5 年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の小さいものについて、下表のグリーン化特例（軽課）が適用されます。ただし、新車取得年度の翌年度のみ適用となります。

車種区分				税率（年額）			
				(ア)	(イ)	(ウ)	
軽 自 動 車	三輪			1,000 円	2,000 円 (*)	3,000 円 (*)	
	四輪	乗用		自家用	2,700 円	適用なし	適用なし
				営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	以上	貨物用		自家用	1,300 円	適用なし	適用なし
				営業用	1,000 円	適用なし	適用なし

(ア) 電気軽自動車・天然ガス軽自動車で平成 21 年排出ガス規制 10%以上低減達成車または平成 30 年排出ガス規制適合車

(イ) 乗用（営業用）：令和 2 年度燃料基準かつ令和 12 年度基準 90%達成車

(ウ) 乗用（営業用）：令和 2 年度燃料基準かつ令和 12 年度基準 70%達成車

・(イ)(ウ) は、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

・(*) は乗用営業用のみ対象となります。

* 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。